

一、爭議發生ノ場所 本所區東駒形三ノ一。

二、發生並解決年月日 昭和十二年二月二日 發生
二月六日 解決

三、事業主側

(1) 名 稱 松井塗裝店

(2) 代表者ノ住所氏名 本所區東駒形三ノ一。

(3) 資 本 松井丈四郎 (個人経営)
五千圓

(4) 事 業 塗裝業 (暖房裝置専門)

(5) 企業系統 ナシ

(6) 使用労働者數 一三名

(7) 賃 銀 最高二、四〇 最低一、九〇
平均二、二〇

(8) 退職手當制度並福利施設ノ有無 ナシ

四、労働者側 (9) 應接団体名 ナシ

(1) 爭議参加者數 九名

(2) 爭議参加者中組合員並加盟組合名 (4) 組 合 員 九名

(4) 組 合 名 東京塗裝三組合

五、爭議發生原因

松井塗裝店ハ団体協約アル東京塗裝業組合ニ加盟セザル
結果賃銀待遇劣悪ナルヲ以テ 二月二日五項目ニ亘ル歎
願書ヲ作成提出セルモ拒絶セラレタルニ因ル

六、經過

(1) 二月二日午前十時三十分組合支那長井口鶴雄ハ従業員ヲ
代表シテ事業主 松井丈四郎ヲ訪問シ

歎願書